

# 社会福祉法人悠久会 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

働きやすい職場環境を整えることによって、すべての職員が仕事と生活の調和を図り、その能力を十分に発揮できるようにするため、また地域の次世代育成支援対策に貢献するため、次のように行動計画を策定します。

令和1年5月31日

## 1, 計画期間

令和1年7月1日 ~ 令和3年6月30日までの2年間

## 2, 内容

目標1	年次有給休暇の取得日数を、一人あたり平均10日以上とする。(年間10日以上付与された職員)
対策	令和1年7月~ 有給休暇の取得状況のとりまとめ(4~6月分) ☞以降、3ヶ月毎に実施(10月、1月、4月) 令和1年8月~ 衛生委員会・衛生推進会議等での報告と検討 ☞以降、3ヶ月毎に実施(11月、2月、5月) 毎年9月 理事会での有給休暇取得状況に関する報告と検討 毎年10月 職員に対する有給休暇取得促進キャンペーンの実施

目標2	毎年、当法人の両立支援制度の利用状況、両立支援のための取組の成果等を把握し、改善点がないかを検討する
対策	毎年10月 制度の利用状況、取組の成果について現状を把握 毎年11月 問題点や改善点の有無について検討をする (衛生委員会・衛生推進会議等または新たな委員会) 問題点があった場合、改善のための取組を検討し実施に向けて計画をする 毎年12月 理事会での両立支援制度に関する報告と検討